

# 用語の解説

(総務省統計局「平成 22 年国勢調査 用語の解説」から抜粋)

## 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものという（調査週間に「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しきの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

### 《注意点》

- ① 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっている。
- ② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。
- ③ 報告書等では、産業大分類を 3 部門に集約している場合があるが、その区分は以下によっている。

部門	内訳		
第1次産業	A 農業、林業	B 漁業	
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	D 建設業	E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	G 情報通信業	H 運輸業・郵便業
	I 卸売業、小売業	J 金融業、保険業	K 不動産業、物品賃貸業
	L 学術研究、専門・技術サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業	
	N 生活関連サービス業、娯楽業	O 教育、学習支援業	P 医療、福祉
	Q 複合サービス事業	R サービス業（他に分類されないもの）	
	S 公務（他に分類されるものを除く）		

個々の産業分類の詳しい定義や内容例示については、『日本標準産業分類』を参照。

URL <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>

### 【平成 22 年変更内容】

- ① 平成 22 年調査の産業分類は、平成 19 年 11 月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっている。
- ② 労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成 17 年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していたが、平成 22 年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類する。

## 職業

「職業」とは、就業者について、調査期間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう。(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっている。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があり、全ての調査票を用いた集計では、大分類について集計している。

### 【平成 22 年変更内容】

平成 22 年調査の職業分類は、平成 21 年 12 月に設定された日本標準職業分類を基準としており、大分類が 12 項目、中分類が 57 項目、小分類が 232 項目となっている。

なお、職業大分類は、以下のとおり。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| A 管理的職業従事者     | G 農林漁業従事者      |
| B 専門的・技術的職業従事者 | H 生産工程従事者      |
| C 事務従事者        | I 輸送・機械運転従事者   |
| D 販売従事者        | J 建設・採掘従事者     |
| E サービス職業従事者    | K 運搬・清掃・包装等従事者 |
| F 保安職業従事者      | L 分類不能の職業      |

個々の職業分類の詳しい定義や内容例示については、『平成 22 年国勢調査に用いる職業分類』を参考。

URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/pdf/syokugyo.pdf>

## 世帯の経済構成

「世帯の経済構成」は、一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により分類しているものであり、以下のとおり区分している。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者としている。また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇用者」には「役員」を含む。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

区分	内容
I 農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
(1) 農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
(2) 農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

区分	内容
II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
(3) 農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
(4) 農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
(5) 非農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
(6) 非農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者
III 非農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯
(7) 非農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいない世帯
(8) 非農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいない世帯
(9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯
(10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯
IV 非就業者世帯	親族に就業者のいない世帯
V 分類不能の世帯	

## 従業・通学時の世帯の状況

「従業・通学時の世帯の状況」は、一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分したもので、昭和 60 年調査から設けている。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分している。

区分	内容	備考
通勤・通学者のみの世帯	世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯	
通勤者のみ	世帯員のすべてが通勤者である世帯	昭和 60 年調査ではこの 3 区分はなし
通学者のみ	世帯員のすべてが通学者である世帯	
通勤者と通学者のいる世帯	世帯員に通勤者、通学者ともにいる世帯	

区分	内容	備考
その他の世帯	通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯	
通勤・通学者以外の世帯員の構成	高齢者のみ	65歳以上の人のみ
	高齢者と幼児のみ	65歳以上の人と6歳未満の人のみ
	高齢者と幼児と女性のみ	65歳以上の人と6歳未満の人と6~64歳の女性のみ
	高齢者と女性のみ	65歳以上の人と6~64歳の女性のみ
	幼児のみ	6歳未満の人のみ 昭和60年調査では「その他」に区分
	幼児と女性のみ	6歳未満の人と6~64歳の女性のみ
	女性のみ	6~64歳の女性のみ
	その他	上記以外